

令和2年度税制改正大綱のあらまし

今年の税制改正大綱では、オープンイノベーション税制などが目玉となっていますが、寡婦（寡夫）控

除の適用拡大なども注目です。以下、今年の税制改正のポイントを説明いたします。

○…減税 ×…増税 △…どちらでもない

区分	項目	時期	内容
 法人税	オープンイノベーション税制の創設○	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	青色申告書を提出する一定の中小企業が、設立10年未満の会社に、1,000万円（大企業は1億円）以上を出資した場合には、出資額の25%を経費として所得から控除することができる。
	少額減価償却資産の特例の延長○	令和4年3月31日まで延長	中小企業が1点30万円未満の資産を購入して、使用した場合には全額を経費に算入することができる少額減価償却資産の特例を2年延長（対象法人の従業員数の要件を1,000人以下から500人以下に引き下げ）。
	企業版ふるさと納税の拡充と延長○	令和7年3月31日まで延長	企業版ふるさと納税を5年延長し、ふるさと納税をした金額に対する税負担軽減割合を約60%から約90%に引き上げ。
消費税	消費税申告期限の特例の創設△	令和3年3月31日以後に終了する事業年度から	法人税の確定申告の提出期限の延長特例を受ける法人が、消費税の確定申告の提出期限の延長をする届出書を提出した場合には、その期の消費税から、確定申告の提出期限が1ヶ月延長となる（ただし、延長された期間に係る利子税を併せて納付となる）。
	居住用賃貸建物の仕入税額控除の見直し×	令和2年10月1日以後の購入から	取得価額が1,000万円以上の居住用賃貸建物については、消費税の仕入税額控除を認めないこととする。ただし、住宅の貸付でないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除の対象とする。
所得税 住民税	国外の中古不動産の損益通算の制限×	令和3年分の所得税から	国外中古建物による不動産所得の損失があるときは、その損失のうち「簡便法」で計算した減価償却費相当額はないものとみなす。これにより給与所得等との損益通算は不可となる。ないものとされた減価償却費は、その国外中古建物を譲渡した場合の譲渡所得から控除する。
	国外居住親族に係る扶養控除の見直し×	令和5年分の所得税から	国外に居住する親族に扶養控除を適用する場合、年齢が30歳以上70歳未満の扶養親族については、次のいずれかに該当する場合のみ適用対象となる。①留学により国外に居住している者、②障害者、③生活費または教育費のために年38万円以上の支払いを受けている者
	NISA制度の見直し・延長（つみたてNISA、一般NISA）○	それぞれ5年延長	一定の投資額についての売却益や配当が非課税となるNISAを延長する（つみたてNISAは令和24年まで、一般NISAは令和5年まで）。一般NISAは、令和6年1月1日からは新制度に移行し、令和10年まで適用。
	未婚のひとり親の所得控除の創設○	令和2年分の所得税から	未婚のひとり親のうち、生計を一にする子（所得48万円以下）がいて、所得が500万円以下であれば、35万円の寡婦（寡夫）控除が受けられる（住民税は30万円の控除）。
	寡婦（寡夫）控除の適用拡大○		離婚・死別のひとり親について、寡婦控除（女性）と寡夫控除（男性）の適用要件を「生計を一にする子（所得48万円以下）がいて、所得が500万円以下であること」に統一し、控除額を27万円から35万円に引き上げ（住民税は30万円の控除）。
低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設○	法施行日又は令和2年7月1日の遅い日から令和4年12月31日までの譲渡	所有期間が5年（1月1日時点）を超える都市計画区域内の低未利用土地（空き地など）を売却した場合には、譲渡所得から100万円を控除することができる（建物を含めた売却金額が500万円を超えるものは対象外）。低未利用土地であることについては、市区町村の確認がされたものでなければならない。	